

知的財産戦略推進事務局

第180回国会提出の知的財産関係法律案・条約

	知財計画 2011との関係	法律・条約名	法律・条約内容及び進捗状況	担当府省
1	戦略3	著作権法の一部を改正する法律案	<p>デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用形態の多様化等が進む一方、著作物の違法利用・違法流通が常態化している中、著作物等の利用の円滑化を図る観点からいわゆる「写り込み」等に係る規定や国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定等の整備を行うとともに、著作権等を侵害する行為の防止等のための技術的保護手段に係る規定の整備を行うもの。</p> <p>平成24年3月9日に閣議決定。</p>	文部科学省 (文化庁)
2	戦略4	偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)	<p>近年、デジタル技術の発展及び知的財産権侵害の新たな手法の出現により、偽造品等の知的財産権を侵害する物品が拡散し被害が増大しているところ、こうした状況に対応すべく、知的財産権に関する執行のための法的枠組み(民事上の執行、国境措置、刑事上の執行及びデジタル環境における知的財産権に関する執行等を含む)及びこのような執行を効果的に実施するための締約国間の国際協力の推進等について定めるもの。</p> <p>平成24年3月9日に閣議決定。</p>	外務省